

第7章

農村協同組合の存立条件

——信用協同組織にみるタイと日本の経験——

はじめに

1970年代半ば以降、タイ農村では住民が経済開発、社会開発を目的とするさまざまな協同組織を形成するようになった。それは住民による自律的、継続的な組織運営を出現させたという意味で、タイの農村開発における画期的な変化であった。すでに筆者も論じたように⁽¹⁾、これらの開発組織の多くは、ムーバーン(行政村)を範囲とする小規模集団を基礎にして成立する場合が多かった⁽²⁾。タイの行政村は、おおむね人々の顔見知り関係が維持できる集落規模に設定されているので、そのような社会的紐帯を利用すれば組織を安定的に作りえるからである。しかし逆に、行える経済活動の規模も小さくなり、開発組織のもたらす利益に限界がある。農村をとりまく市場経済の変動の前には、住民の組織化がきわめてささいな抵抗にみえるのはそのためであった。

そこで本章では、タイ農村においてなぜ住民の協同組織が顔見知り関係にある社会範囲を突破できないのか、あるいはどうすれば突破できるのかという設問をたてて考察を行いたい。このような課題に接近するために、戦前期日本における協同組合形成の経験を比較材料に用いる。日本が明治期に西欧から協同組合を輸入し、それを産業組合として定着させようと試みたとき、当初作られたものは、もっぱら部落レベルの小規模組合であった。ところが後になると町村レベルの組合が主体になり、事業規模の拡大と事業種類の多

様化(複数部門兼営)を果たしたのである。しかもこのような規模拡大にもかかわらず、産業組合の経営主体はあくまで住民の代表であった。この産業組合の経験が戦後の農業協同組合に受け継がれたが、農協を中心とした農家の組織化が日本の農業、農村発展にとって大きな意味をもったことはいうまでもあるまい。こうしてみると、日本の産業組合は安定性の高い小規模組織でスタートし、安定性を失うことなく規模の拡大を果たしえたケースといえるであろう。

日本で農村協同組合(農村住民により形成された協同組合)が発展しえた理由については、すでに斎藤仁が途上国との比較を意識した分析を行っている。すなわち、日本の農村協同組合は部落を基盤に成立したが、その部落とは単なる地縁、血縁集団でなく、自治機能を併せもつ(自治村落)のであって、それが協同組合という経済組織の設立・運営を支えた、というのである。逆に途上国で農村協同組合が成立しないのは、このような自治村落が存在しないことに一つの原因がある、と斎藤はみたのであった⁽³⁾。

しかし、日本に比べれば地縁の性格は弱いかもしれないが、途上国農村にも協同性をもった小集団は存在している。例えばバングラデシュのグラミンバンクの成功は、5人程度の親密な関係をもった社会集団を基盤にしたからこそ成功したのであった⁽⁴⁾。近年注目されているように、マイクロクレジット制度がある程度普及しているのは、住民の組織的な関係を動員できる条件がかなり存在するからにほかならない⁽⁵⁾。そもそも、人々が集落を作ればそこに顔見知り関係が成立するのは自然であるし、そのようなまとまりが住民自身や国家にとっての必要上、ある程度自治的な機能をもつようになることも不思議ではない。実際タイでも、自生的に成立した村落が寺の布施者集団や行政村となって自治的活動を担うのが、少なくとも東北や北部では一般的なものである。むしろ問題は、小社会集団によって作られた協同組織が、タイに限らずほとんどが小規模組織のままとどまるところにある。安定的な運営を目指せば経済規模が小さくならざるをえず、逆に経済規模を拡大しようとするれば外部団体からの財政的、技術的支援抜きに存続できないのである。このよ

うに途上国での問題をとらえるならば、日本における成功の要因として部落レベルの紐帯の強さに注目するだけでは不十分であって、むしろなぜそのような社会的紐帯を超えて組織が発展しえたのか、ということこそが重要に思われる。

この疑問に答えるために、本章の分析対象を信用協同組織に絞ることにしたい。なぜならば日本の産業組合もタイの協同組合も、当初そのほとんどが信用組合としてスタートしており、その発展過程の違いが今日の協同組合のあり方につながっているからである。その場合、タイにおける信用協同組織の展開過程についてみると、次の2点が重要であろう。一つは今世紀の初めに設立が始まり、1960年代までかなりの普及をみた信用組合が、結局住民の協同組合として発展しえなかった経緯である。もう一つは、70年代半ば以降現れた貯金組合が、場合によっては10年以上の歴史をもちながら集落の範囲をなかなか突破できないということである。特に後者については、現在のタイ農村開発が抱える組織的課題に直接結びつくものであるから、単に問題を指摘するにとどめず、規模と安定性のジレンマを克服した事例を分析することで、この国における協同組合発展の可能性をも探ってみたい。

第1節 タイにおける信用協同組織の展開

1. 信用協同組合の展開とその顛末

タイにおけるフォーマルな農村金融の歴史は、今世紀初頭にまで遡る。すでにその頃から農家の負債問題が政府にも認識されており、1902年頃には当時フランス大使であったプラヤー・スリヤヌワットがラーマ5世王に対して農業銀行の設立を建議している⁽⁶⁾。これはエジプトやインドの例を参考にしたものであるが、これらの国で債務不履行が問題になっていたことから、住民の相互監視が働きやすいライフイゼン型の信用協同組合(以下、信組と表

記)が改めて提案された⁽⁷⁾。そして大蔵省商業および統計予測局がピサヌローク県(中部タイ上部)に係官を送って、1917年2月にタイ最初の協同組合たるワットチャン無限責任信用協同組合を作ったのである。初期の組合設立はほとんど中部地方⁽⁸⁾でなされたが(29年までに設立された7県すべてが中部)、それはこの地方の農村で商品経済の浸透が進んでおり、高利子負債などの問題が大きかったからであった⁽⁹⁾。なお34年までの協同組合はすべて信組であり、その後政府は他の種類の協同組合普及に乗り出した。

ワットチャン信組設立以後、1970年代初頭に政府の協同組合奨励政策が根本的に転換するまで、信組は次のようなシステムで運営されていた。まず個々の単協は、近隣に居住する少数名の農民によって組織される。ワットチャン信組も当初の組合員は16名であった。その後組合数が大きく増加しても、1組合当たりの組合員数はほぼ20名以下で推移している(表1)。これは資金の回収を安定化するために政府の側が小規模組合を奨励していたからである。すなわち信組は10名以上のメンバーで設立が可能となるが、そのメンバーは農民であること、近隣居住者で相互に信頼できる者であること、個々の資産と負債をすべて公開すること、といった条件がつけられていた⁽¹⁰⁾。そして単協は銀行ないし政府から低利(4.5%から6.5%)で資金を借り入れ、組合員に対して7~12%程度の利子率で貸し出した。借入と貸付の金利は時期と返済期間によって異なるが、おおむね2%から5%程度の利ざやをとり、利潤は内部留保として経営体としての自立を図ることが期待された。また当初貸付は無担保(相互信用)で行っていたが、債務不履行などの問題が出たため、23年頃から借入金額に相当する土地を担保にとるようになった⁽¹¹⁾。

次に単協を支える国家の制度であるが、まず法的にはワットチャン信組を作る直前(1916年12月)に当時のアソシエーション法を改正して、協同組合を法人とした。その後、28年に協同組合法が定められ、法人としての協同組合の経営、監督に関する規則、権限が明確化された。その後協同組合法は68年に改正されて現在に至っている。

資金面についてみると、当初政府はタイ商業銀行にすべての融資資金を供

表1 信用協同組合数と組合員数の推移

年次	組合数	組合員数(人)		年次	組合数	組合員数(人)	
		合計	1組合当たり			合計	1組合当たり
1917	1	16	16.0	1940	2,252	32,383	14.4
1918	13	186	14.3	1941	2,851	43,387	15.2
1919	14	225	16.1	1942	3,359	52,352	15.6
1920	26	500	19.2	1943	4,021	65,227	16.2
1921	60	1,190	19.8	1944	4,550	75,928	16.7
1922	60	1,197	20.0	1945	4,557	75,130	16.5
1923	60	1,201	20.0	1946	4,784	81,466	17.0
1924	64	1,235	19.3	1947	5,379	97,028	18.0
1925	69	1,264	18.3	1948	6,196	115,265	18.6
1926	77	1,414	18.4	1949	7,300	136,964	18.8
1927	77	1,390	18.1	1950	7,631	142,965	18.7
1928	81	1,491	18.4	1951	8,276	154,970	18.7
1929	91	1,629	17.9	1952	8,856	166,117	18.8
1930	128	2,157	16.9	1953	9,583	189,519	19.8
1931	128	2,221	17.4	1954	9,819	197,583	20.1
1932	150	2,498	16.7	1955	9,847	190,187	19.3
1933	183	2,935	16.0	1956	9,856	186,036	18.9
1934	326	4,868	14.9	1957	9,890	183,873	18.6
1935	439	6,324	14.4	1958	9,967	181,674	18.2
1936	558	7,983	14.3	1959	9,985	177,249	17.8
1937	766	10,899	14.2	1960	9,962	172,868	17.4
1938	911	13,048	14.3	1961	9,950	169,204	17.0
1939	1,214	17,405	14.3	1962	9,907	163,907	16.5
1940	1,787	25,888	14.5	1963	9,876	130,707	13.2
				1964	9,838	158,372	16.1
				1965	9,805	159,667	16.3
				1966	9,784	156,084	16.0
				1967	9,744	153,961	15.8
				1968	9,646	154,729	16.0
				1969	7,969	131,104	16.5
				1970	1,252	24,302	19.4
				1971	213	3,200	15.0
				1972	93	2,039	21.9
				1973	43	1,516	35.3

(注) 左側のシリーズは3月末時点, 右側は12月末時点。

(出所) 1917~26年は, "Report on the Co-operative Movement in Siam," *The Record*, The Ministry of Commerce and Communications, No.22, Oct. 1926, p.408.

1927~35年は, Phanit Ruamsil, "Nayobai kan phatthana sethakit samai rathaban chomphon po. phibunsongkhrum tang tae pho. so. 2481 thung pho. so. 2487 [1938~44年のピブーン・ソングラム政権における経済開発政策], MA Thesis, Chulalongkorn University, Bangkok, 1978, p.293 (ただし原資料は *Statistical Year Book Thailand*, No.21)。

1936~44年は Sawat Ekathat, *Lak sahakon praphet tang tang lae wikhro kan borihan ngan sahakon ha thun nai prathet thai*, phim khrang thi 2 [各種協同組合の原則とタイ国における信用組合の経営管理分析(第2刷)], Phranakhon: Sannak phim samakhom sangkhomsat haeng, prathet thai, 1964, pp. 250-251.

1945~58年は, Central Statistical Office, *Statistical Year Book Thailand*, No.22(1945-55)およびNo.23(1956-58)。

1959~73年は, National Statistical Office, *Statistical Yearbook Thailand*. No.25(1964), No.27(1966), No.29(1970-71), No.30(1972-73), No.31(1974-75)。

なおデータソースについて南原真氏からご教示を受けた。

給させていたが、1932年の立憲革命後、国家予算のなかに協同組合への融資資金を組み込むようになる⁽¹²⁾。さらに38年からは公企業である貯蓄銀行からも融資資金を供給させるようになった。40年からは協同組合への融資を目的とした国債も発行している⁽¹³⁾。こうして協同組合に渡される資金額が大きくなってきたため、専門機関としての協同組合銀行を設立し、47年から資金供給を一手に担わせることになった⁽¹⁴⁾。このように資金の出し手は変化しても、信組の融資資金のほとんどが政策的に供給されてきたことに変わりなかった⁽¹⁵⁾。そのため組合数の増加は融資予算の増加によって規定されていたのである⁽¹⁶⁾。

次に政府の指導監督体制であるが、ナーイタビアン・サハゴーン（協同組合登記官）と呼ばれる最高責任者を頂点として、その委任を受けた係官が毎年の監査を行う形をとった。本来であれば組合員が経営管理の主体たるべきであるが、実際には法人経営に必要な会計事務をこなせる人材は、当時のタイ農村にほとんどいなかったであろう。例えば1925年頃の77組合中、係官の指導が不要とされたのは皆無、会計帳簿があり収支が明瞭なものが16しかないという状況であった⁽¹⁷⁾。しかも係官の研修はようやく38年頃に始められ、末端官吏と単協役員の研修に至っては61年までなされなかった。このことから40～50年代の組合数急増の時期に、経営指導体制が確立していなかったことが容易に想像できる。

以上のような政府の支援体制のもとで、1950年代初めまで信組は順調にその数を伸ばしてきた。32年の立憲革命時にようやく150を数えるにすぎなかったのが、54年には9800を超えている。とりわけ47年から53年までの間は急速な増加を示しており、49年だけで1000以上の信組が新たに登録された（前掲表1）。これは政府が強力に協同組合の設立を推進したからであって、国会議員が地元での信組設立を強く働きかけた例もあったとされる⁽¹⁸⁾。また地域的にも中部地方以外への普及がみられる（表2）。経営実績では29年3月時点でみるかぎり、銀行からの借入金40万パーツに対して、協同組合内部で24万パーツ近くの自己資本を蓄えることができています。初めの信組ができてから

表2 地方別にみた信用協同組合の普及状況 (1947年)

地 方	組 合 数	1947年の融資額 (バーツ)
中 部	124	1,457,976
東 北 部	367	5,855,975
北 部	64	958,340
南 部	43	496,320
全 国	598	8,768,611

(原注) 中部は、ペッチャブーン、チョンブリー、ペップリー県を含む。

(出所) Ministry of Cooperatives, "A Survey of the Operations of the Bank for Cooperatives 1947 to 1956," Bangkokの1947年部分。

12年で、借入残高の半分以上にあたる利潤を蓄えていることから、信組の経営が少なくとも当初は順調にっていたことがうかがえる⁽¹⁹⁾。

2. 協同組合から銀行へ

ところが1960年代に入ると、信組への評価は逆転する。一つには40年代後半からの性急な信組の普及が、経営管理のずさんな信組を増やす結果になったということがある。主に信組へ融資資金を供給していた協同組合銀行の資金回収状況をみると、元本の返済率は56～60年の5年間で9%にすぎず、期限どおりに返済されたのはその半分に満たなかった⁽²⁰⁾。こうした状況を反映して、信組の規模(組合員数)が小さすぎて非効率かつ非自立的であるという認識が広がっていたようである⁽²¹⁾。そして68年の協同組合法改正を契機として、信組を郡レベルの大規模な農業協同組合に統合する方針が打ち出された。表1にみるように、69年時点ではまだ8000近くあった信組は、2年間で213組合へとその数を激減させたのである。

ここで新たに作られた農業協同組合は、1969年にナコンラーチャシーマー県で作られた生産信用組合(Sahakon khredit phua phalitikam)を雛形として

いるのであるが、その特色は、(1)規模が大きい(郡レベルを領域とする)、(2)資金源は外部(協同組合銀行など)、(3)専務、専従を雇用、(4)担保をとらず相互連帯保証により貸付(ただし額が大きいときは土地を担保とする)、(5)商業的農家の経営資金供給を目的とする、という特色をもっていた⁽²²⁾。しかし、突然組織の範囲を大きくしても、住民の中に運営の担い手が生まれるはずがない。こうして郡レベルの協同組合は、政府が「上から作った」組織にならざるをえなかった。

この一方で1966年に農業・農業協同組合銀行(BAAC)が設立され、協同組合銀行の事業を引き継いだ。BAACは直接農家に対しても資金を提供したので、BAACと農協の2機関が、担保のある借り手には個別に、ない場合には相互保証によって融資を行う体制が作られ、今日に至る。したがって住民の組織的関係を用いるといっても、住民に主体的な組織運営を求めるのではなく、あくまで相互の返済監視のみが期待されているといえよう。BAACは借入者の小グループを地域ごとに組織しているが、それも借入者とBAACの連絡役以上のものではない。

この新体制は1970年代半ばまで、もっぱらBAACの資金不足が理由で十分な信用を農家に供給することができないでいた。ところが74年に政府は農村への資金環流計画の一環として、民間銀行に対して総貸付額の5%を農業向けに行うことを義務づけた。このノルマ消化はBAACへの貸付によっても可能とされたから、資金の多くがBAACに流れ込んだのである。さらに76年よりOECDからの低利借款が始まった。このような政策的に誘導された資金によってBAACは事業規模を拡大し、個別農家への直接貸付残高は75年から84年の間に6倍以上にも膨れたのである(表3)。

しかし同時に、次のような問題点が指摘されていた。まず多くが(特に長期融資の場合は例外なく)担保を必要とするために、土地所有権の確定していない地域では融資が受けられない。第2に貧困層は申請しても融資を拒否される可能性が高い。実際所得の高い村でBAACの融資が多くなっている。第3に債務の繰り延べをしないので、再度借入の契約をしなくてはならない(その

表3 BAACの活動実績

財政年度*	1970	1975	1980	1984	1987～91 平均	1992	1996
支店・営業所数	58	375	556	631	745	971	1,410
営業エリアの郡数	95	492	613	699	739	792	829
郡全体に占める比率(%)	16.4	76.6	87.8	96.7	96.4	97.2	95.5
顧客登録済み農家数(会員数)	45,278	516,314	960,465	1,309,293	1,929,293	2,599,685	3,423,339
総農家戸数に占める比率(%)	n.a.	12.5	21.5	26.8	38.1	50.5	n.a.
個別農家への年間融資額(100万バーツ)	121	2,101	5,950	13,525	28,546	58,067	118,765
個別農家への融資残高(100万バーツ)	112	2,473	7,317	14,944	31,967	66,137	162,640

(注) * 各財政年度は1970, 75年のみ1月1日～12月31日, 他は4月1日～3月31日。

(出所) BAACに関する数値: Bank of Agriculture and Agricultural Cooperative (BAAC) 発行の以下の文献による。

1970年: *Rai ngan kitchakan ngop dun banchi kamrai lae khat thun pracham pi 2517* [1974年の活動財務報告], Bangkok, c1994, p. 1.

1975年: *Eleventh Year of Operation*, Bangkok, c1977, p. 15.

1980年: *Rai ngan kitchakan ngop dun banchi kamrai lae khat thun rop pi banchi raya wela rawang I mesayon 2527-31 minakhom 2528* [1984年4月1日から85年3月の活動財務報告], Bangkok, c1985., p. 18.

1987年以降: *Rai ngan kitchakan ngop dun banchi kamrai lae khat thun rop pi banchi raya wela rawang I mesayon 2539-31 minakhom 2540* [1996年4月1日から97年3月の活動財務報告], Bangkok, c1996., p. (4).

郡の数: National Statistical Office, *Statistical Yearbook of Thailand, 1970-71, 89, 90, 91, 92, 96*年版, および同, *Statistical Summary of Thailand 1981, 85*年版および同, *Key Statistics of Thailand, 1988*年版。

総農家数: Sannak ngan sethakit kan kaset [農業経営事務所], *kan kaset khong prathet thai pi 2534* [1991年のタイ国における農地利用], Bangkok, 1994, p. 22, および *Agricultural Statistics of Thailand* の1994/95, 95/96年作期版。

間のつなぎ資金を非制度金融で借りねばならない⁽²³⁾。そのほかにも、BAAC融資は借入手続きが煩雑である、農業以外の目的に用いにくい、あるいは支店や営業所がせいぜい郡役場町にしかないのでアクセスに不便といったことから、農村住民の資金需要をカバーしきれていなかった。実際、78年4月から79年3月の間の農家借入金額のうち、BAACからのものは35%程度で、逆に36%が非制度金融からの借金であった⁽²⁴⁾。このような状況が次に述べる貯金組合の設立普及の背景にあったのである。

3. 貯金組合の設立と経営体制

上述のように、現在フォーマルな農村金融の大部分はBAACと農業協同組合が担っているといつてよいのであるが、1970年代の半ばから異なった組織的方策を用いた小規模金融機関が現れた。それは儉約貯金グループ (klum omsap) やクレジットユニオンと呼ばれるものである (以下、貯金組合と表記)。この組織では組合員が定期的 (普通は毎月1回) に、各自があらかじめ宣言した額の貯金を行い (つまり強制貯金)、基本的には集まった貯金を原資として組合員に融資を行う。経営管理は各貯金組合に任せられ、貸出利率はだいたい月2%というところが多いようである。利子から得られた利潤は、毎年預金者に預金額に応じて分配される。したがって年率にすると10%以上になって、民間銀行の定期預金利率よりも高くなる場合が多い。貯金組合のなかには、病気などの場合の緊急融資制度や通院補助、組合員死亡の場合の香典支出制度などを作ったところもある。貸出の際には、借入希望者と連帯保証人の預金額を上限とするという原則をおいているところが多いが、実際には借入希望者の信用度に応じてそれ以上の貸出をする場合もあるようだ。また借入額が多額の場合には担保をとるところもある。組合員の分布は、毎月の預金に便利で相互に信頼関係が保てるような地理的範囲に限られる。

タイにおける最初の貯金組合は、バンコクのスラムで活動していた神父が組織したクレジットユニオン (CU) であった (1965年)⁽²⁵⁾。その後CU普及の

中枢組織 (Credit Union League of Thailand: CULT) も形成され、70年代には農村部にも組合が作られていった。90年時点でのCU加盟組合は475で、そのうち80%ほどが農村に基盤をおいている⁽²⁶⁾。またCULTでは加盟組合に対する経営指導を行っており、経営管理の能力が高まれば協同組合 (つまり法人) として登記することを推奨している。96年12月現在でCULTの指導を受けている604組合 (組合員数16万8212人) のうち法人化したのは42%であった⁽²⁷⁾。協同組合として登記したものは、農業および協同組合省 (以下、農業省と表記) の監督下に入る。農業省ではCUの担当部局をおいているが (88年より)、日常的な普及指導はNGOであるCULTにまかせ、もっぱら年2回の監査などを政府が行っているようである⁽²⁸⁾。

CU設立にやや遅れて、1970年代半ばに内務省コミュニティ開発局 (CDD) でも貯金組合の構想が実践に移されていた。すなわちCDD開発ワーカーの経験をもつユワット・ウティメーティ (Yuwat Vuthimedhi, 後にCDD局長) が、74年にサーラピー・プロジェクトの実施サイトであるチェンマイ県サーラピー郡クアムン行政区で貯金組合を作ったのである。当初の組織は、行政区 (タンボンのこと。平均8~9個の行政村=ムーバーンからなり、人口でいうと約6000~7000人) を領域とするものであった。しかしまもなく相互信頼関係のないところでこの組織は成功しないことがわかると、行政村 (90年の平均規模140戸、750人程度) を単位とした組織に分けたという⁽²⁹⁾。これまでのところ、CDDはおおむね行政区を基礎単位として貯金組合を作るように指導することが一般的のようだし⁽³⁰⁾、またNGOが働きかけを行う場合でも同様の方針をとることが多い。

なおCDDの貯金組合は法人格を有しない任意団体である。この背景には協同組合として法人化すると、農業省の所轄になってしまうという行政側の事情があろう⁽³¹⁾。

その後、貯金組合は今日までその数を増加させてきており (表4)、CDDによるものだけでも1996~97年頃の組合数は行政村数の19%になっている。また地方別にみると、組織率は東北部で高く、成績良好な組合は東北部、北

表4 コミュニティ開発局による貯金組合の普及状況

年次	組合のある県数	組合数	組合員数 (人)	貯金額 (1,000円)
1974	2	2	394	137
1975	20	34	2,283	667
1976	23	54	2,411	1,173
1977	26	213	9,136	2,487
1978	61	639	21,459	4,788
1979	69	1,093	64,614	21,130
1980	71	1,345	67,783	33,302
1981	71	1,584	81,591	44,088
1982	71	1,960	110,357	73,001
1983	72	2,821	160,055	113,864
1984	72	3,411	196,404	142,830
1985	72	4,319	278,799	200,133
1986	72	6,048	352,206	254,560
1987	72	7,167	408,646	317,372
1988	72	7,670	448,827	341,343
1989	72	8,156	487,601	403,527
1990	72	9,099	588,193	610,434
1991	72	9,177	595,890	721,412
1992	72	9,868	672,950	915,667
1993	72	9,949	765,168	1,326,696
1994	75	10,284	799,269	1,069,663
1995	75	11,248	884,437	1,837,690
1996	75	11,881	937,085	2,157,963
1997	75	11,863	971,943	2,391,397

(注) 1996年までは年末の数値、97年のみ5月調査時のもの。

(出所) 内務省コミュニティ開発局内部資料。

部、南部に多いことがわかるだろう(表5)。しかし資金規模でみると、農民の所得水準の高い中下部や東部、西部、南部で大きく、特に南部はそれが際だっている。

すでに述べたように、貯金組合が農村に登場してきた背景には、BAACなどの供給する制度金融ではカバーできない資金需要があった。もし貯金組合ができれば、借りられる資金はBAACなどに比べ少額であっても、非制度金

表5 貯金組合の地方別にみたパフォーマンズの違い
(コミュニティ開発局所轄のもののみ、1997年3月時点)

地方	組合数				行政村数に 対する比率 (%)*	1組合当 り組合員数 (人)	平均貯金額	
	成績良好		成績中程度				1組合当たり (1,000バーツ)	1組合員当たり (バーツ)
	組合数	比率(%)	組合数	比率(%)				
中下部	824	11.0	109	13.2	624	75.7	181	2,608
中上部	1,035	14.2	353	34.1	535	51.7	129	1,645
東部	665	109	118	17.7	438	65.9	188	2,676
西部	542	108	96	17.7	338	62.4	456	3,983
東北下部	3,136	904	628	20.0	1,604	51.1	84	1,346
東北上部	2,747	333	1,186	43.2	1,228	44.7	84	1,056
北部	940	202	473	50.3	265	28.2	190	1,753
南東部	673	159	245	36.4	269	40.0	561	4,733
南西部	615	165	356	57.9	94	15.3	865	5,254
合計	11,177	2,218	3,564	31.9	5,395	48.3	200	2,367

(注) * この値のみ、データの把握時点が不明。1996年から97年にかけてのいずれかの時点と思われる。

(出所) Krom kan phatthana chumchon [コミュニティ開発局], *K'lam omsap phua kan phalit: kho thet ching, khomun, kho sananae* [生産のための貯金組合：事実、データ、提言], Bangkok, 1997, pp. 5-8.

融よりも低い利率で資金を入手できるし、手続きなどもきわめて簡単である。また貯蓄という点では、徒歩圏内に貯金場があって、貯金への強制力もあり、しかも預金利率が高いので、農家の少額の現金余剰を効果的・効率的に管理できるというメリットがある。なお民間銀行やBAACの支店はだいたい郡役場所在地ぐらいにしかないので、少額の預金を時間と費用をかけて持っていくことはかなり非効率である。

しかし以上のような貯金組合のメリットは、すべて組織が良好に経営された場合の話である。貯金組合経営の担い手は住民なので、経営管理が標準化されず(帳簿のつけ方が我流になる)、また一般組合員も帳簿をみる能力をもたない場合が多く、資金管理の不正がチェックされにくい。融資資金の回収についても、組合リーダーが情状を働かせると返済が滞る。したがって貯金組合の成否は、リーダーや一般参加者の意識に大きく左右されるのである。特に設立初期には、住民は組織のパフォーマンスに確信がもてないから、成功事例には村や親族グループの社会的紐帯を利用して預金と返済を確保したケースが多いようである⁽³²⁾。これがほとんどの貯金組合をせいぜい村レベルの小規模組織にしている最大の要因となっている。その結果、融資資金が必要に対して常に不足し、流動性も低いという問題を抱えることになる。

第2節 戦前期日本における産業組合の発展

日本の産業組合(以下、産組と表記)は、公式には1900年の産業組合法施行に基づいて組織された。したがってタイよりわずか17年早いだけであるが、それ以前から住民が自主的に作った信用組合もかなりあったとされる⁽³³⁾。当時すでに農村における現金経済の浸透が進んでおり、高利の負債による土地喪失や地域経済の衰退といった問題が顕在化していた。そこで政府は、農村の備荒・救済、農業資本の形成、零細資金の吸収をねらって、一方、地域住民は地域の経済・社会の建て直しを意図して、産組が作られたのである。初

期産組の多くは信用事業を行うためのものであり、複数事業の兼営が可能になった1906年時点で組合総数の83%が信用事業を行っていた⁽³⁴⁾。

また当初の組合は、おおむね大字・部落（平均すると人口600人ほど）を領域としていた。堀越によると1916年時点でも産組のうち部落組合（市町村の一部による組合）は約半数を占めていた⁽³⁵⁾。伝統的に農村住民が連帯意識をもつことのできた単位は部落であったから、彼らにとって地域経済の再興とはまさに部落の再興であったし、相互監視が働くのもこの範囲であったためである。しかし政府の側では次第に市町村組合を重視する立場が強くなり、最終的に1932年の第2次産業組合法改正で、産組の立地基盤を町村とする「一町村一組合主義」が採用されたのだった⁽³⁶⁾。1920年の1町村当たり人口は3772人であったので⁽³⁷⁾、顔見知り関係を越えた範囲に産組が成立していたことが、これからも想像できる。

産組における信用事業の仕組みは、基本的にタイの貯金組合と同じである。すなわち組合員から貯金を集め（場合によっては強制貯金を行い）、それを組合員に融資する。万木によると、1904年から36年の間で産組の外部借入金比率は多いときでも20%程度であり、少なくとも昭和恐慌以前では、政府からの融資額は10～15%にすぎなかった⁽³⁸⁾。貸付面では運用資金の6～7割を組合員への貸出に当て、残りは一般銀行に預金していた⁽³⁹⁾。また組合員への融資は、その大半が無担保であり、かわりに「信用程度表」によって借入者の信用評定を行って貸出の決定を行っていた⁽⁴⁰⁾。

産組の経営は、基本的に産組のメンバーに任されていたといってよい。政府はさまざまな研修や講習会を開いて技術的な支援を行ったが、タイのように経営管理を直接監督するようなことはなかった。したがって成績不良な組合は次々に解散している⁽⁴¹⁾。また政府は早くから産組のための簿記を開発・普及した。すなわち一般企業のための複式簿記では農民が利用できないと考え、単記式簿記や簡略化された複式簿記などを普及したのである。また町村自治体が積極的にかかわった組合では、町村の官吏（収入役や書記）が産組の事務を兼任する例もあった。産組の役職員は無給か農業日雇い賃金以下の手

当で働き、しかも事務所は役場の一角を間借りするようなどころも相当あったようである⁽⁴²⁾。こうしたコスト節約も産組の立ち上げ初期には不可欠であった。

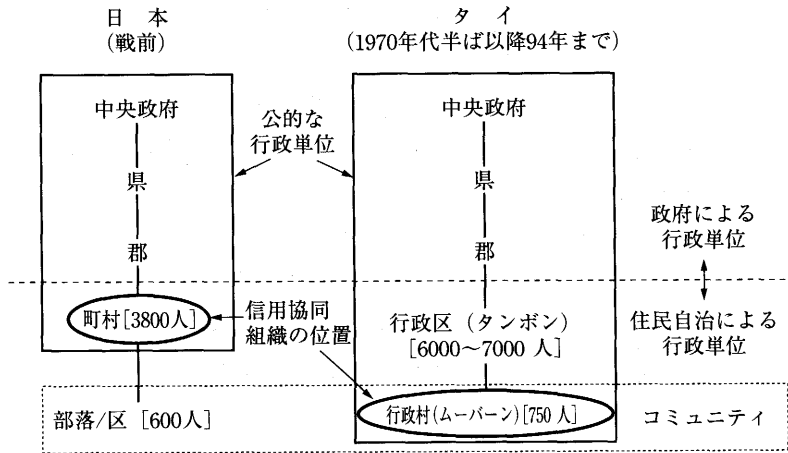
産組のパフォーマンスにはめざましいものがある。まず組合数の増加であるが、1924年には1万2213となり、そのうち町村レベル以上の組合が8189で、25年時点の町村数の70%近くにもなっていた⁽⁴³⁾。一方資金量についてみると、日本全体の預貯金総額に占める信用組合貯金と出資金合計が、1903年では0.3%にすぎなかったのに対し、15年には5.8%となって郵便貯金を上回り、さらにその10年後の25年でみると18.7%になって銀行の15.8%をも凌駕していた⁽⁴⁴⁾。このような貯金額の伸びは、大正期の金融不安で民間銀行からの逃避資金が入ったことのほかに、20年頃まで産組の預金利率が高く設定されていたことによるものであった⁽⁴⁵⁾。つまり非制度金融よりは安く、銀行よりも高く貸し付けて、その利潤を分配することでこのような預金金利を実現していたのである。

次に受益対象の広がりについてみると、当初の産組は地主および自作上層農の組織という性格が強かった。しかし産組が地主小作間の対立を緩和するための政策機関化されていく過程で、組合員は小作層にも広がっていった⁽⁴⁶⁾。

産組が当初もっぱら信用組合としてスタートしながら、後に購買、販売、利用などの事業を兼営していく傾向がある点も特筆すべきであろう。斎藤によると兼営した産組のほうが、単営のものよりも成功している例が多いという⁽⁴⁷⁾。兼営をすることで産組は地域の総合的な農業振興を図る経済組織となったのである。それが現在の農協の原型になっていることはいうまでもあるまい。

以上みてきたような産組の特色を、タイとの比較を念頭におきながら整理すると次のようになる(図1)。まず第1に、もともと部落(すなわち自然村)組合としてスタートした組織でも、後に町村組合に移行した。また政府が町村組合を奨励するようになってからは、町村レベルで初めから組織したもの

図1 日本とタイの地方行政組織（農村部のみ）と信用協同組織の存立位置



(注) []内の数字は平均的な人口規模。

(出所) 筆者作成。

も成功している。産組とほぼ同じシステムをとったタイの貯金組合が、なかなか集落(ただしタイの場合はこれが行政村になっている場合が多い)レベルを超えることができないのと対照的である。第2に、小規模金融のための組織が初めから構成員の貯蓄に依存し、資金的な面で政府など外部団体の補助をあまり受けずに発展できたことである。第3に、経営管理の点でも自立性がかなり高い。これは普及・指導する政府の側のコストを大きく節約したであろう。そして第4に、産組は資金規模のうえで銀行を凌駕するほどの力をもち、また他の事業を兼営して総合的な経済組織へと成長した。いわば産組は規模と安定性のジレンマを克服し、かつ地域住民の多様な経済要求に応える組織へと成長しえたのである。産組には、小作農、貧農を懐柔して階級対立を糊塗するための機関であるという批判もあり、また昭和恐慌期以降、政府による支援も強くなる。しかしタイと比較する場合に、上記のような比較的初期のパフォーマンスに注目したいのである。

第3節 南タイにおける大規模信用協同組織の形成と管理

第1節でみたように、タイでは一般に貯金組合は行政村(集落)レベルの組織にとどまっているため、組合員が利用できる資金規模が限られ、また資金の流動性も乏しいという問題があった。この規模と効率性のジレンマを克服する可能性はないのであろうか。つまり集落を超えた規模での組織化を日本のように成功させることはできないのであろうか。このような設問に対する答えを模索するために、南タイにおけるいくつかの貯金組合について分析を行いたい。先述のように南タイは、貯金組合の普及率が高く、しかもメンバーや資金の点で大規模な組合が多い(前掲表5)。

南タイ農村についてはコミュニティ・スタディがほとんど行われていないこともあって、その経済・社会構造について不明なことが多いのであるが、貯金組合とのかかわりでいうと次のような点が重要であろう。まずこの地域には天然ゴムや果樹など商品作物が比較的早くから広まっていて、農家は現金収入を頻繁に手にすることができる。ゴムの場合、雨期を除くとほぼ毎週のようにゴムの販売代金が入るし、果樹園の場合は多様な果樹を植えるのが普通であるから、時期をずらしながら収穫・販売の収入が得られる。南タイで貯金組合の普及を行うNGOや政府のワーカーによると、貯金組合の成功例は果樹ないし天然ゴム地帯に多く、稲作地帯で少ないという。

集落は道路沿いや海岸沿いの列状村か散村の形態をとることが多いとされる⁽⁴⁸⁾。村と寺の関係のみでみると、中部タイと同様に一対一関係があまりはつきりしていないことから、集落あるいは行政村としてのまとまりは、東北や北部に比べて弱いのではないかと想像される⁽⁴⁹⁾。特に列状村や散村の形態をとる場合には、集落や行政村自体の地理的区切りが明瞭でないから、それらを社会単位として認識する意識が弱くなるのは当然であろう。

このような南タイ農村において、筆者は1995年7～8月に、もっぱらソクラ県とナコンシータマラート県で住民の組織活動が活発とされる村々を

回る機会を得た。その際にいくつかの大規模貯金組合の存在を知り、97年6月と9月にそのうちの二つを再訪した。またCULTで南タイでの成功事例の紹介をうけ、その一つを訪問した。これらによって得られた情報をもとに、以下では三つの大規模貯金組合を事例として、その形成と管理を可能にした要素を明らかにしたい。

1. 組織連合型拡大——クローンピア行政区貯金組合の事例

(1) 地域の概況

クローンピア行政区はソンクラーク県チャナ郡に属する行政区である。ハヂャイーパッタニー間を走る幹線道路と、それからゴム林の中に入った10キロメートルほどの道路に沿って、ムスリムの村一つを除いた9の行政村が立地している。集落間にはある程度の間隔があり、また集落内に「村の柱」があったり、タンブンバーン儀式（村の清めの祭祀）を行うところもあるので、ある程度自生的なまとまりをもった集落を基盤に行政村ができているものと思われる。ただし村の寄り合いもほとんどないということで、行政村レベルでの集団性は東北や北部に比べ弱いようである。寺は4カ所あり、そのうちの二つが同じ行政村（小さな市場町になっている）のなかにある。したがって寺の布施者も複数の村に分散し、逆に同じ村の人でも通う寺が異なるという状況がみられる。

住民のほとんどが天然ゴムで生計をたてている。まったく自作していない大規模地主は行政区内に1戸のみで、それも特に政治的な勢力をもつわけではない。7割が自分のゴム園をもち、3割ほどがタッピング労働（ゴム液の採集労働）のみで生活している。タッピング労働者世帯でも、ゴム販売額の4～5割が現金で入るので、生活はそれほど苦しくない。あるタッピング労働者世帯で聞き取りしたところ、20ライ強（1ライは約0.16ヘクタール）のゴム園を夫婦でタッピングして、1日440パーツ、年間200日タッピングが可能として8万8000パーツの所得を得ていたが、これはハヂャイのような都市に出て

夫婦で日雇い労働をするのと同じ水準である。

(2) 組織設立の経緯と発展過程

クローンピア行政区貯金組合（以下、K組合と表記）の設立は1980年のことである。CDDの係官が行政区（タンボン）の評議会に話を持ち込んだことがきっかけになって、その評議会委員の間で設立することが決まった。したがって当初の組合員は各行政村の役員やその親戚知人51名であった。このようないきさつから、K組合は行政区レベルの組合としてスタートしたのである。

ところが当初は毎月持ち寄った預金をまとめて銀行に預け、その預金利子を組合員に分配しただけであったから、貯金組合の経済的利益が顕示的にならなかった。組合の経営管理に対する信頼も得られておらず、2年目初頭には24人が退会してしまった。そこで残った27人で預金を続け、この年から貸出も始めたところ、新たに63人が加入した。また3年目から組合員の死亡に対して香典の支出をするようになった。

K組合の大きな転機は、1986年に組織を行政村レベルに分割したときに訪れた。すなわち貯金と融資の管理を基本的に各行政村の組合員に任せるようにしたのである。これにより行政区の組織は連合体という形をとることになったが、これについては次項で詳しく述べたい。この分割は加入者の急速な拡大という結果をもたらした。表6は97年の調査時点での組合員数を加入年次で区分したものであるが、86年以後の加入者が圧倒的に多いことがわかるであろう。これは経営分割によって組織メンバーの社会的紐帯が強まり、貯金や融資金の管理についてより信頼を得られるようになったためという。またクローンピア行政区に接する二つの行政区内の4行政村の住民も加入するようになったので、そこでの組合員数が増えてくるとまた村ごとに組合を作らせた。91年に第2、第8村が行政村の連合から離脱したが、94年から通院補助制度を設けたり、優良組合員に対する表彰式を行うなどの結果、加入者は順調に増加して、97年4月1日時点での組合員数は4486人にのぼっている。K組合がカバーしていない第2、第6、第8行政村を除いたクローンピ

表6 クローンピア行政区貯金組合における組合員(1996年9月調査時点)の加入年次別人数分布
(単位:人)

年次 行政府	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	合計
K 1					1	2	1	8	31	32	11	40	49	55	84	47	40	401
K 3	11		4	11	5	7	26	23	16	21	30	41	35	55	60	53	55	453
K 4				2			8	12	16	9	22	5	2	11	4	7	5	103
K 5	1					3		5	5	12	8	4	9	40	38	38	15	178
K 7	4	4	1		23	9	28	35	15	35	113	47	98	172	51	67	54	756
K 8	2		4	1	13	10	11	59	17	22	29	21	26	61	46	101	56	479
K 9				1	4	3	22	31	31	27	24	28	29	28	24	38	20	310
K 10	7	7	1	2	1	4	5	25	35	36	15	48	44	63	34	50	62	439
N 8						1	2	13		14	34	29	9	16	23	25	23	189
N 9, 11					4	10	6	10	6	14	42	19	27	27	32	20	33	250
P 1						2	4		1	5	20	15	20	26	18	25	22	158
合計	25	11	10	17	51	51	113	221	173	227	348	297	348	554	414	471	385	3,716

(注) 行政村の記号の意味: K=クローンピア行政区, N=ナーワー行政区, P=パーチン行政区。番号は行政村の番号。
(出所) 各行政村の貯金組合名簿より筆者計算。

表7 クローンピア行政区貯金組合の経営状況 (1996年5月時点)

(単位：パーツ)

行政村番号	貯金残高	貸出残高	貯金-貸出	利子 (96年5月分)	返済額 (96年5月分)	新規貸付額 (96年5月分)
K 1	5,097,300	3,711,300	1,386,000	44,535	37,200	226,000
K 3	7,681,590	8,964,400	-1,282,810	181,571	74,200	328,000
K 4	1,042,450	1,447,300	-404,850	17,367	18,700	55,000
K 5	1,619,480	971,400	648,080	11,656	20,000	65,000
K 7	7,847,020	7,676,700	170,320	92,120	276,400	500,000
K 9	4,467,800	2,946,100	1,521,700	35,353	47,500	165,000
K10	8,623,300	7,412,100	1,211,200	88,945	76,700	424,400
N 8	3,258,150	2,665,700	592,450	31,988	30,000	60,000
N 9, 11	2,369,700	3,860,300	-1,490,600	46,323	30,000	75,000
P 1	1,591,200	3,341,400	-1,750,200	40,096	47,000	125,000
T 4	486,100	930,000	-443,900	11,160	11,300	58,000
合計	44,084,090	43,926,700	157,390	601,114	669,000	2,081,400

(注) T 4 はトゥンオン行政区第4村で最近クローンピア行政区の連合体に加わったもの。K 3 はサブグループに分かれているが、ここでは省略した。

(出所) クローンピア行政区貯金組合の帳簿より筆者作成。

行政区の人口2947人に対し、96年末の組合員数は2640名であるから、ほとんどの住民が組合員となっていることがわかるであろう⁽⁵⁰⁾。

そして1996年5月時点の経営状況は、表7に示したように4400万パーツ(当時の為替レートで約1億8700万円)を超える貯金量とそれに近い額の貸出残高、5月だけの新規貸出額で200万パーツ強という、驚異的な資金力を示していた⁽⁵¹⁾。個別の貸出額としても、10万パーツを超える融資はそう珍しいことではないし、過去に150万パーツもの融資を得た例すらあった(ただし何回かに分割して融資)。

(3) 組織運営の特色

K組合の組織運営の眼目は、行政村別の組織と連合体の2段階になっているところである。資金の流れに沿って説明すると次のようになる。まず各組合員の預金は月1度の集金日にそれぞれの行政村組合(ただし第3村は1996年

から組織を五つに分けた)の会計に手渡され、またその場で融資の決定もなされる。会計は貯金・融資・返済の状況をその日のうちに連合体たるK組合の役員のところ(仮に「中央」と呼んでおく)に報告にくる。預金額が融資額を上回った組合は、余剰の現金を中央に渡し、中央は融資希望額が貯金額を上回った組合に資金を回す。表7をみれば、村によって資金の余剰あるいは不足がおきていることがわかるであろう。中央を媒介とすることによって、余剰資金は銀行預金にするよりも有利な運用先を得、資金に不足する組合のメンバーでも連合体としての資金力の恩恵に与ることができる。なお貸出金利は調査時点で年14.4%。預金利子は前年度までの預金に対して年利13%、その年度の預金に対して7%であった。連合体の利潤は香典や通院補助などの基金として積み立てられるほか、5%を役員報酬に充てている。

中央は各組合の資金管理のチェック機能も果たしている。まず毎月の集金時に各組合からの資金報告を中央役員がみるほか、3~4カ月に1度、報告内容と各村の帳簿との整合性をチェックする。実際過去に、ある組合の会計が帳簿に記載せず自分で借りていたことが判明し、会計の交代を中央が命じるということがあった。

組織を行政村レベルに分割したことは、人材形成の面でも重要な効果をもたらしている。すなわち行政区組合である場合にはその管理運営はごく一部の人に集中してしまうのに対して、行政村で組織すると各々の組合でリーダーが養成される。ただし組織を分割した当初の2年間は、各行政村の役員が同じ場所に集まって貯金の受け取りや融資事務をするという方法をとって、経営管理の修得を支援した。また逆に行政区の連合を保つことで、広い範囲のなかから中央の管理を担えるリーダーをみいだすことができる。K組合は当初、現組合長のアムボン氏(調査時53歳)と一部の年輩リーダーが運営をほとんど担っていたが、その後40代半ばの2名のリーダーを養成することに成功した。住民組織の多くがリーダーの個人的資質に依拠するあまり、事業の継承性に欠けるという問題を、この組合では克服している。

前述のようにK組合では単に組合としての資金規模が大きいだけでなく、

個々の組合員への融資額も大きくなっている。これは借入者および保証人の預金額を上回る貸付を認めているからであるが、その場合でも担保をとらないのがK組合の特色である。これは土地の所有規模による経済機会の格差を縮小する意味をもつ。例えば1994年に加入したばかりのある農業労働者世帯は、96年に20万バーツを組合から借りて7ライの土地を購入し、自分のゴム園と果樹園をもつことができた。また別の農業労働者世帯は、組合融資を使ってゴム園の質請け⁽⁵²⁾をしたほか、家の新築と中古トラックの購入をした。いずれも過去の預金や借入金返済のパフォーマンスが良好であったことから無担保貸越しが認められたものである。その判断は各組合の役員に任されておられ、社会的紐帯の強い範囲で組織を作っていることの有効性がここに現れているといえよう。

2. 滲出型拡大——ドーンカー村貯金組合の事例

(1) 地域の概況

ドーンカー村は、ナコンシータマラート県プロームキーリー郡トーンホン行政区に属する485戸の行政村である。県庁所在地から28キロメートルほど北上した道路沿いに位置しており、道路沿い一帯は市場町となっている。しかし住民の大半は天然ゴムないし果樹園で生計を立てている。人口が増えた現在では、村の中心部が一つの大きな集落を形成しているように見えるが、もともとはせいぜい10数戸の小さな集落が農地のなかに点在する散村の景観を示していたという。このような小集落は、親族の世帯分けなどによって作られたものと考えられ、世帯数が数十から数百に増えて隣の「小集落」との境がなくなった現在でも、親戚関係が比較的密である。行政村の区切りはもともと何らかの社会単位を前提にしたものではない。むしろ地理的指標を用いて機械的に境界を定めたため、同じ小集落が二つの行政村に分けられたところもある。また行政村の住民が通う寺は3カ所あるが、そのうちの二つは他の行政村からの布施者がいる。通う寺の選択は地理的な便利さと出身地など

から各自が行っている。集落あるいは行政村としての祭祀もシンボルもなく、典型的な「中部タイ型」の村落コミュニティ構造といえよう⁽⁵³⁾。

(2) 組織設立の経緯と発展過程

ドーンカー村貯金組合(以下、D組合と表記)はもともと隣の行政村(ナイキアオ村)で組織されていた貯金組合の支部の形で、1983年に結成された。そのため当初の3年はナイキアオの組合長が経営管理を兼務していたという。集金は毎月ドーンカーの市場にあるコーヒーショップで行っていた。設立メンバーは37人で、全員がドーンカーないしファイテン集落(前述した「小集落」のこと)の住民であった。この2集落はナイキアオと親戚関係にある住民が多かったために、そこにメンバーが集中したものと思われる。その後メンバーが増えると貯金をナイキアオ村まで運ぶ手間を省くため、組織を独立させた。

D組合は設立当初から貸付を行ったので、組合員はすぐに増加した(表8)。ただし古い帳簿をみるかぎり、加入脱退が激しくおきている。これは加入者が現金の必要に迫られると預金をすべておろしてしまい、その後また加入するということを繰り返していたためである。この組合の1997年6月時点の在籍組合員数が1675人であるのに、同年1月時点までの累積加入者数が3950にもものぼっているのは、このような事情からである。組合員数の推移をみると91~93年に停滞気味であったが、これはこの間の配当が低率であったこと、93年に役員の不正が発覚するなどの経営上の問題があったためとされる⁽⁵⁴⁾。しかしこの不正事件をきっかけに役員が入れ替わり、役員に対する信頼が回復されて、95年以降の組合員急増につながったという。

組合員の地域的偏りについては、組合員数が増加しても1994年頃まで続いていたようである。91年に規約を改正して他の郡からの加入者も認めるようになってはいたが、組合に残されていた新規加入者名簿と加入申込書をチェックしたところ(表9)、94年4~12月で確認できた者のほとんどがドーンカー集落に集中している。95年になって他の集落に拡大するようになるが、それでもドーンカー集落とそれに接するチョムクリン、ワンルン集落(後者は

表8 ドーンカー村貯金組合の拡大過程

年次	組合員数 (人)	貯金額(年末時点) (1,000バーツ)	年間利潤額 (1,000バーツ)
1983	37	4	8
1984	140	19	16
1985	239	32	23
1986	250	40	48
1987	391	84	83
1988	398	167	142
1989	450	1,689	266
1990	450	1,868	443
1991	540	3,349	440
1992	598	2,884	401
1993	599	3,819	408
1994	684	3,712	486
1995	n.a.	n.a.	n.a.
1996	1,386	4,882	543

(注) 組合員数は1983年のみ結成当初の人数。ほかは12月末の数値。
 (出所) Phatthana chumchon amphoe phrom khiri [プロームキリー郡コミュニティ開発事務所], "Prawat lae phon ngan klum omsap phua kan phalit ban don kha pracham pi 2538" [ドーンカー村貯金組合の沿革と成果], Phrom Khiri, 1995, pp. 6-7, および筆者調査。

別の行政村に区分されている)で加入者が多い。このようにD組合は当初社会的紐帯の強い小集落を基盤に成立し、そこで10年あまりの実績を積んで経営管理の確実性と組織利益を顕示的にすることによって、初めて小集落を超えた拡大が可能になったといえよう。その場合の拡大は行政村の枠とは関係なく進んでいった。97年6月時点におけるドーンカー行政村以外の組合員は550人ほどで、これは全組合員数の約3分の1を占めている。

経営内容を見ると、同時点の預金額は約593万バーツ、貸付金は425万バーツである。貸付利子は年18%で、毎年利潤額に応じて預金者への配当額を決めている。また付帯事業として、組合員死亡時の香典支出や協同店舗、米粉うどん(カノムチーン)工場、ゴム燻煙工場への出資もしている。後2者の

表9 ドーンカー貯金組合の新規加入者の地域分布

(単位：人)

行政区分			新規加入者数*			
行政区以上	行政村番号	集落	1994	1995	1996	1997
トーンホン 行政区	No.2	小計	27	98	91	104
		Don Kha	25	51	32	n.a.
		Thon Hong	2	12	15	n.a.
		Suan Yai		16	11	n.a.
		Na Klang		2	1	n.a.
		Suan Mak		3	9	n.a.
		Huai Teng		13	20	n.a.
		Khao Lao		1	3	n.a.
	No.6	Wang Lung	11	46	40	50
	No.8	Chum Khling	3	22	37	65
	No.7	Kao Ko		1	6	
No.4, 5	Nai Khiao		4	5	4	
No.1	Plai Wak			7		
他の行政区				1		
他の郡			1	7	13	31
不明					1	
合計			42	178	200	255

(注) *帳簿の一部が紛失していたため、新規加入者全員の居住地を把握できているわけではない。

(出所) ドーンカー村貯金組合の帳簿類から筆者作成。

工場は、NGOや政府の援助を受けながら南タイ各地の住民組織や住民リーダーが共同出資しているもので、D組合の組合長であるウィロート氏(50歳)が経営の才能をかわれて、実質的なリーダーとなっている。しかし組織としては、あくまでD組合は出資者の一つという形であって、日本の産組のように一つの組織が複数事業を兼営しているのではない。

(3) 組織運営の特色

D組合では融資に際して、担保か連帯保証人が必要である。ただし担保の

評価額は「自己申告制」だということで、銀行やBAACのように時価の50%で査定するのと比べると借り手に有利になっている。現在の経営管理を資金の流れにそって述べると次のようになる。

まず貯金に際しては、預金を受け取った役員は領収書を書くと同時に、組合員ごとに作成されている預金記録シートと組合員が各自もっている通帳に金額を記録する。逆に預金を引き出す場合には預金者は預金引出し請求書を提出し、現金を受け取ると領収書にサインする。このとき、預金記録シートと預金通帳にも記録される。融資の場合、借入希望者は借入申請書、担保証書、借入契約書、連帯保証書を提出し、融資の承認を受けると各組合員ごとの融資記録シートと各組合員がもつ借入金通帳に記録される。返済の場合は領収書が出されると同時に、融資記録シートと借入金通帳に記録される。そして毎月の資金の流れは、現金出納と貸方、借方のそれぞれに分けられた帳簿に整理されている。

このように現在では現金のやりとりすべてに証拠書類が残されるようになってきているが、1993年頃までは、融資の返済など役員のもっている帳簿に記録するだけであったという。このような改善は、93年から副組合長(96年から組合長)になって実質的な経営管理のリーダーシップをとるようになったウィロート氏の資質によるところが大きい。貸借対照表による会計管理もウィロート氏によって開始された。

以上にみてきたように、当初D組合は社会的紐帯の強い人々の範囲で組織されたが、同時に貯金組合をあたかも銀行の一つとして、利益の出るかぎりにおいて利用するという意識が組合員のなかに強かったように思われる(激しい加入脱退はその表れ)。そのため組合員の範囲を拡大することで、社会的紐帯の規制力が弱くなると、経営管理の制度化がよりいっそう求められるようになったといえよう。その際に経営技術的な障害を克服できる人材を得たことが、この貯金組合の成功につながっている。また融資資金の回収を確実にするためにも、担保や連帯保証の範囲を超えた貸出を行うわけにはいかないのである。

3. 企業体化型拡大——サーイサムパンラマイ信用協同組合の事例

(1) 地域の概況

サーイサムパンラマイ信用協同組合（以下、S組合と表記）は、ソクラー県サーバーヨイ郡内に組合員を有するCUである。本部は郡の中心から10キロメートルほど非舗装路を入ったピアン行政区第4村にある。地域の経済概況については聞き取れていないが、沿道の家屋を見るかぎり裕福な地域にはみえなかった。またムスリムが中心の村落がかなりあるようである。S組合の前身を作った第4村もムスリムの比率が30%で、隣の第1村はほぼ100%がムスリムである。第4村にモスクはあるが寺はなく、仏教徒は別の行政村にある二つの寺に通っている。家屋は道路沿いに連なっており、景観的な集落のまとまりはみえにくい。こうした風景のなかにそびえたつ都市銀行の支店と見まがうばかりの建物が、S組合の本部である（写真）。



サーイサムパンラマイ信用協同組合の本部（筆者撮影）

(2) 組織設立の経緯と発展過程

S組合の前身となったのは、1986年にCDDの指導で設立された第4村貯金組合である。当初の加入者は40名で、2240パーツの貯金から事業がスタートした。その翌年にはCULTに加盟して、経営管理の指導などを受けるようになる。組合員増加の経過は不明であるが、89年には組合員300名近く、預金50万パーツを超えるまでに成長していた⁽⁵⁵⁾。ところが事業規模が大きくなるにつれて、非法人組織であることの問題が現れてきた。すなわち、債務不履行が起きた場合に、組織として法的な措置がとれないし、担保もとれないので、不安が常にある。そのため借入者と保証人の預金額合計までしか貸し出さないで、預金が余ようになり利潤率が低下してきた。そこで93年に協同組合として法人登記を行った。このときの組合員数は485名(主にピアン行政区の第4村と第1村の住民)で、預金総額は118万パーツであった。

この後、S組合の範囲は郡レベルに広がり(ただしピアン行政区とバーンノート行政区で組合員の約7割を占める)、1994年には近くの三つの貯金組合を下部組織に取り込み支店として位置づけた。96年に現在の事務所ビルが完成し、5人の専従が常勤している。96年6月30日時点で組合員数1205人、融資残高1208万パーツであった。

(3) 組織運営の特色

S組合の組織的特色は、それが協同組合として法人となっている点にある。法人化後に土地を担保として貸越しを行うようになったし、法人化以前に組合員が他の金融機関からの借入で抵当物件となっていた土地60ライ(33ケース)も担保として引き受けた。組合員の土地を質請けしたり、外部団体(CULT、国営貯蓄銀行、貯蓄協同組合)から融資も受けている。

また協同組合として登録したことで、政府(農業省)の係官から帳簿のチェックを受けるようになった。これによって協同組合の経営管理が標準化され、組合員にとっては経営に対する信頼感が高まった。また一種の信用保険制度が適用され、借入者が死亡した場合に、CULTが遺族へ一時金(10万

パーツ)を支払うほか、債務を肩代わりする。ただし組合は保険料として預金額の0.065%をCULTに支払っている。

先述のようにS組合では常勤の職員がいて、預金の受付や融資などについても対応できる体制ができていることから、民間銀行やBAACなどと事業体制が似たものになってくる。しかし毎月最低50パーツの強制貯金は現在も続けているし、3カ月続けて預金を怠れば退会しなければならない。この意味でまだ貯金組合の特色も有しているといえよう。また貸付利率は年16%であるが、支払った利子の3%分は借り手に還元される(したがって実質的に15.52%)。BAACの貸付利子(6万パーツまでは10%、100万パーツまでは13.75%)と比較すれば利率は高く、また借入に際して保証人や担保が必要な点でもBAACと同じであるが、担保とする土地の評価額は市価の70~80%とする(銀行、BAACは通常50%)こと、信用保険があることがメリットとして理解されているという。

4. 3 事例の比較分析

まず3事例とも、顔見知り関係の成り立つ集落や行政村を基盤として初めて成立し、あるいは発展が可能であったことを確認しておこう。そのうえで、規模と安定性のジレンマを克服しえた過程と要因という点から比較すると次のようになるだろう。

D組合とS組合はいずれも狭い地縁的關係を基盤とした組合からスタートして、その領域と事業規模を拡大した例である。D組合の場合、社会関係が密な集落を中心として10年以上ものあいだ実績を積むことで、次第にメンバーが外に広がっていった。その場合、組合をとりまく地縁集団の特色に規定されて、必ずしも行政村という枠にとらわれることなく拡大が進んだ。ただしこのような領域拡大は社会関係の紐帯を弱めることでもあるから、経営管理の標準化という過程を伴わねばならなかった。また同時に貸越しには慎重にならざるをえないし、担保も必要となる。D組合は今のところまだ非法

人の貯金組合として活動しているために、経営記録や担保の評価方法などに独自の方式をとっているが、リーダーのウィロート氏自身、もし現行の協同組合法がよりフレキシブルなものに改正されれば、法人化も必要と考えている⁽⁵⁶⁾。このD組合のような滲出型拡大は、中部や南部のように、もともと集落としての社会的まとまりの弱い地域において、経営成績の良好な小規模組合が発展していくパターンとして最も一般的なものであろう。ただしこの場合、小規模組合の段階から経営管理の標準化を担えるだけの人材が必要である。また経営管理が一部のリーダーに集中する傾向があるので、経営の継続性に不安定な要素をもつ。

D組合が、次第に実績を積むと同時に経営管理方式を改善していくなかで拡大したのに対し、協同組合化(法人化)という手段を使って経営管理方式を一気に標準化し、組織拡大を図ったのがS組合である。S組合のリーダーたちは、組合の自生的な規模拡大により非法人であることの矛盾に突き当たったことを明瞭に意識していたし、実際に法人化することで初めて、郡レベルで組合員を集められるほどにまで成長したのである。同時に法人化によって、組合は一つの企業体としての経営体制を整えることになった。融資面でも相互連帯保証ないし担保によってのみ貸越しが認められ、しかも事故による返済不能のリスクは保険費用を払ってカバーしている。違うのは、現在の農業協同組合の多くが政府の指導で作られたものであるのに対して、S組合が住民の自己組織化の結果として現れたということである。月々の強制貯金や担保評価方法などの経営方針に、それがある程度反映されている。しかし協同組合としての登記は、リーダーたちにこれまで以上の負担をかけることになる。財務諸表はすべて協同組合局の指導どおりに作成されねばならず、政府とCULTに対して毎月報告を送らねばならない。つまり、多くは小卒程度の学歴しかない住民リーダーに、複式簿記、貸借対照表の作成、政府機関への公的報告書の作成をいきなり義務づけることになるのである。現在の協同組合法を前提として生じる管理コストを負担していけるリーダーは少ないだろうし、養成するのも容易ではないように思う⁽⁵⁷⁾。

以上の2組合に比べてK組合は、集落組合を基礎におきながら連合組織を作って相互の資源と情報の連関をつけることによって、事業規模の拡大を果たした例である。これによって住民の相互信用を基本におきながら、高い資金供給力を実現している。しかも経営管理が一部の人間に集中しないために、相互チェックの制度化(特定リーダーに頼らなくてすむ)と人材形成を同時に実現している。しかしこのような方式がとれたのは、設立がたまたま行政区評議会でなされたこと、組織の基礎を作った優れたリーダーの存在という個人的な要素があったためである。K組合が「特殊な」事例にとどまっているのは、タイ農村ではこれまで行政村を超えて住民組織の連合体を組織できるような組織母体がなかったからといえよう。もちろん行政区という単位があるが、これは政府が住民の動員をするときや資源をおろすときのパイプ役にはなっても、住民の側が組織化のモチベーションをもつような行政単位ではなかった。CDDが貯金組合の普及を始めたときに、行政区レベルで作ろうとして失敗したのがその証左である。筆者がかつて論じたように、東北や北部で行政村を単位とした開発組織の形成が比較的うまくいくのは、行政村という単位が人々のまとまり意識や伝統的な組織経験を動員できる単位であるからであるが、そのことが逆に行政村を超えた範囲での組織化を困難にしてきたのである⁽⁵⁸⁾。

第4節 おわりに——信用協同組織にみるタイ日比較

これまでみてきたように、タイ政府は農村での小規模金融を、まず住民組織が外部資金の受け皿となって、個別農家への融資にあたる形態(「受け皿型」と仮に呼ぶ)で開始した。しかし50年あまりの実践にもかかわらず、結局当初目標としたような自立した協同組合を作ることができないまま、相互保証という形で住民の組織的關係を利用するシステム(相互保証型)に転換した。これに対して1970年代に入って、住民組織として貯蓄した資金を組織内で回転

させる組織（貯蓄プール型）が、NGOや政府によって普及されるようになった。しかし、その多くは行政村（集落）レベルの小規模組織にとどまり、資金規模の点で限界があった。これに対して日本では、当初より貯蓄プール型の組織をとり、しかも町村レベルというコミュニティの紐帯を超えた範囲での運営を成功させた。同じくライフアイゼン型の協同組合をほぼ同じ時期に西欧から輸入した際に、なぜタイが受け皿型をとり日本が貯蓄プール型をとったのかという疑問がわくが、筆者はそれに答えるだけの材料をもっていない。ここで考察したいのは、後になってタイも貯蓄プール貸付型を導入したにもかかわらず、なぜ日本のように地域、事業規模とも拡大することが容易でなかったのか、という点である。

第1に、タイにおいて貯金組合が普及していく時期は、BAACがその融資規模を拡大する時期と一致していたということがある。そもそもBAACは政府から政策的資金を受けているから、融資資金規模や流動性の点で貯金組合をはるかに凌駕していた。特に1990年代に入って支店を急速に増やしたことで農民にとっての地理的アクセスもよくなったから（前掲表3）、95年でのBAAC会員は農家の7割程度になっていると思われる⁽⁵⁹⁾。88年頃に非制度金融の負債額はすでに29%程度にまで減少しており⁽⁶⁰⁾、90年代におけるBAACの事業拡張を経た今ではその比重はさらに低下しているだろう。農業面の投資などに必要な資金について、住民がBAACを通してアクセスできる状況になってきたことが、とりわけ90年代以降の貯金組合発展の阻害要因になっている可能性がある。

ただし1980年代末までBAACの影響力はまだ低かったし、また本章で紹介した南タイの事例をみると、むしろ貯金組合の発展がBAACの機能を代替しているように思える。実際本章で紹介した3組合の融資規模はBAACと遜色ないし、貯金組合員でかつBAACや農協のメンバーでもある住民から聞き取りをしてみると、預金と借入の便利さ（時間、距離、手続きの点で）、返済猶予や追加融資の便宜があることなどの理由から、貯金組合がむしろ好まれていた。したがってBAACとの競合があっても、貯金組合の発展する可能性はあ

るように思われる。

第2に、協同組合に対する国家の支援体制が異なっていたように思う。何度か触れたように、タイにおいて協同組合として登記することによる経営管理上のコスト増は、住民リーダーにとって大きな負担であった。日本でも産組は当初より法人として経営されていたが、おそらく農民でもつけられる簿記の開発や村の助役・書記など会計に慣れた者が実務を支援したことが、大きな問題とならずにすんだ理由ではなかろうか。もしそうであるとすれば、タイでも現段階における住民リーダーたちの能力に対応した経営管理の基準や指導が必要であろう。そもそも現在の協同組合法は、小規模組合たる信組を解体し郡レベル組合に転換することを意図して作成されたものである。したがって、当初より住民の自主的な経営管理を想定していなかったといつてよかろう。実際法文を読むと、有限責任組合の場合、政府が会計管理の方式を指定し、経営状況を報告させ、しかも従わなければ役員の罷免や営業停止すらできることがわかる（第36～39、43～47条）。

第3に、協同組合の設立運営母体となる地縁集団の構造に注目しなくてはならない。斎藤が日本について指摘したように、タイにおいても農村協同組合の存立基盤を規定してきたのは、まさにこの点にほかならない。まず日本の場合についてみると、産業組合が一町村一組合として政策的に誘導されたとき、町村という「自治体」が産組という「経済組織」の形成・運営にかなりの程度かかわったことがわかる。秋田県の一行政村における明治以降の開発や統治行政を詳細に追究した大鎌によると⁽⁶¹⁾、産組の組合長は初代以後ずっと村長であり、村の助役や書記が理事、監事になっている。年番会議という集落代表者と村行政担当者の会合では、産組について頻繁に話し合われている。また各県の産業組合史料中に記された個別産組の設立経緯を読むと、村長や村の役員が設立を働きかけたり、当初役場に事務所をおいたり役場の吏員が事務を兼任したりという事例がかなりあることがわかる⁽⁶²⁾。そこでわいてくる疑問は、日本においても人々の社会的紐帯があるのは部落レベルとされるのに、それを超えた、いわば「上から定められた」地縁単位である町

村レベルで、人々が組織化に熱意をもちえたのはなぜかということである。タイとの比較でみるならば、次の点が最も重要ではないだろうか。

すなわち日本の町村(行政村)は、政府側からみると住民を代表する唯一の公式自治体であったということ。その下の部落は非公式団体であるから、住民は政府との関係では町村という単位で行動しなくてはならなかった。そのため各部落は町村という単位でそれぞれの利害を調整せざるをえなかった。部落の代表は単に自分の部落の要求を唱えればよいのではなく、町村のリーダーとしても行動しなくてはならなかったであろう。いったん町村で組織化の方針が合意されれば、これらのリーダーは逆に部落のまとまりを動員して組織の強化を図ることが可能であった。斎藤が早くから指摘したように、日本の産組が部落を前提としたことで成立したというのはこのことを意味する⁽⁶³⁾。しかし本章の冒頭で論じたように、タイとの対比でいえば、むしろ部落リーダーが部落を超えたところで連帯できたことのほうが重要なのである。

これに対してタイの行政区(タンボン)の場合、その下にはさらに行政区(ムーバーン)という公式の単位があったから、住民からすると行政村でまともな交渉も可能であった。行政区がパイプ組織化するのはそのような地方行政組織の特色があったからである。

しかしこのようなタイの環境は、「タンボン自治体」(Tambon Administrative Organization: TAO)の設立によって近年急速に変化しつつある。この行政組織は1995年から設置が始まったばかりであるので、そのもつ意味に対する性急な評価は差し控えねばならないが、本章の議論にとって重要な点は、行政区が単なる行政村の連合体を超えた独立の自治単位として、意思決定(議会)、予算、執行体制(常勤職員)をもったことである。特に行政区としての共有資源(予算)をもつことは、行政区単位で開発の意思決定が必要になることを意味する。つまり、集落を超えたレベルにおいて住民組織化の母体となりうる組織が、少なくとも形のうえでは成立したことになる。

〔注〕

- (1) 重富真一『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所，1996年。
- (2) 北原は拙著の書評で、タンボンとムーバーンの日本語訳がタイ研究者の間で不統一である問題に触れている（北原淳「書評：重富真一著『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所，1996年」〈『アジア経済』第38巻第12号，1997年12月〉111ページ）。北原は、タンボンを「区」と訳出すると日本では旧村と誤解される可能性があるとして、ムーバーンを「区」、タンボンを「行政村」と呼ぶことを提唱しているようである。しかしムーバーンを「区」と呼んだ場合、今度はそれがあたかもインフォーマルな単位であるかのような誤解を生む危険性が生じる。したがってどちらの訳語がよりの確という判断はつけにくいように思う。筆者はタイのムーバーンが地方行政上の公的な単位と認定されていることを重視して、あくまでそれを「行政村」と呼びたいと思う。日本でいえば確かに旧村程度の規模でしかないが、そのような小規模な単位を公的な行政単位にしたところにタイの地方統治システムの特徴があると考えからである。しかしタンボンを「区」とした場合に誤解が生じることについては北原の指摘のとおりであるので、今後は「行政区」という呼称を使いたい。
- (3) 斎藤仁「日本の初期農村協同組合——組織的側面を中心として」（滝川勉・斎藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所，1973年）。
- (4) Syed M. Hashemi, “Building up Capacity for Banking with the Poor: The Grameen Bank in Bangladesh,” in Hartmut Schneider ed., *Microfinance for the Poor? Paris: Development Centre, OECD, 1997, pp. 109-128.*
- (5) 次のような文献を参照のこと。Elisabeth Rhyne and Maria Otero, “Financial Services for Microenterprises: Principles and Institutions,” in Maria Otero and Elisabeth Rhyne eds., *The New World of Microenterprise Finance: Building Healthy Financial Institutions for the Poor*, London: IT Publications, 1994/Rauno Zander, “Integrating the Poor into Rural Financial Mainstream: Issues and Options,” in Schneider ed., *Microfinance...*, p. 44/Karla Hoff and Joseph E. Stiglitz, “Imperfect Information and Rural Credit Markets: Puzzles and Policy Perspectives,” in Karla Hoff, Avishay Braverman and Joseph E. Stiglitz eds., *The Economics of Rural Organization: Theory, Practice, and Policy*, New York: Oxford University Press, 1993, pp. 37-39/Avishay Braverman and J. Luis Guasch, “Administrative Failures in Government Credit Programs,” in Hoff, Braverman and Stiglitz eds., *The Economics of Rural Organization...*
- (6) Pranee Glumsom, “Kan kae panha sethakit thi kiao kap chaona doi withi

- kan sahakon nai racha samai phrabat somdet phra mongkut klao chao yu hua lae phrabat somdet phra pok klao chao yu hua” [ラーマ6, 7世王朝における農民経済問題の協同組合による解決], MA Thesis, Chulalongkorn University, Bangkok, 1986, p. 50.
- (7) *ibid.*, pp. 52-54, およびYuphawan Intharakomansut ed., *Kan sahakon nai prathet thai chak 2459-2498* [タイの協同組合, 1916-1955年], Bangkok: Ministry of Cooperatives, 1956, pp. 3-4.
- (8) 本章でいう「中部」には, 現在の行政区分上の「北部下部」を含む。
- (9) 1932年から37年頃の記録では, 借入金の88%が古い負債の返済に充てられていたという (Krom sahakon, *Kan sahakon nai prathet sayam* [シャム国の協同組合] <サムットプラカーン県クラーン寺でのカチナ祭記念本>, 1938, p. 18)。
- (10) Yuphawan ed., *Kan sahakon nai...*, pp. 50-51.
- (11) Pranee, “Kan kae panha...,” p. 67.
- (12) Yuphawan ed., *Kan sahakon nai...*, p. 30.
- (13) *ibid.*, pp. 32-33.
- (14) *ibid.*, pp. 34-35.
- (15) *ibid.*, p. 52. なお預金制度はようやく1954年から開始されている。
- (16) Ministry of Commerce and Communications, *Siam: Nature and Industry*, Bangkok, 1930, p. 258.
- (17) Pranee, “Kan kae panha...,” p. 77 / Yuphawan ed., *Kan sahakon nai...*, pp. 55-56.
- (18) Phraprakat sahakon ed., *Lak khong kan sahakon lae kan chat sahakon nai prathet thai* [協同組合原則とタイにおける協同組合の組織化], Bangkok: Ministry of Cooperatives, 1963, p. 33.
- (19) Ministry of Commerce and Communications, *Siam...*, p. 262.
- (20) Panthum Thisyamondol, Virach Arromdee and Millard F. Long, *Agricultural Credit in Thailand: Theory, Data, Policy*, Bangkok: Kasetsart University, 1965, p. 45.
- (21) Phraprakat sahakon ed., *Lak khong kan...*, p. 43, およびSawat Eka-that, *Lak sahakon praphet tang tang lae wikhro kan borihan ngan sahakon ha thun nai prathet thai*, phim khrang thi 2 [各種協同組合の原則とタイ国における信用協同組合の経営管理分析 (第2刷)], Phranakhon: Samnak phim samakhom sangkhomsat haeng prathet thai, 1964, p. 285.
- (22) Phraprakat sahakon ed., *Lak khong kan...*, pp. 56-59.
- (23) Ammar Siamwalla et al., “The Rural Credit Systems and Elements of a Theory: Public Subsidies, Private Information and Segmented Markets,”

- in Hoff, Braverman and Stiglitz eds., *The Economics of Rural Organization*..., pp. 164-165.
- (24) Samnak ngan sethakit kan kaset [農業経済事務所], *Phawa nisin khong kasetrakon pi pho pluk 2521/22* [1978/79年の農民負債の状況], Bangkok, n.d., p. 21.
- (25) Credit Union League of Thailand Limited, *Credit Union in Thailand: The Movement of Ordinary People*, Bangkok, n.d.
- (26) CULTの内部資料によると, “community-based”の組合が83% (残りは, 学校や職場でのもの) で, また “rural-based” のものが81%となっている。
- (27) CULT内部資料。
- (28) 協同組合局での聞き取り (1997年9月), およびKrom songsoem sahakon [協同組合振興局], *Khumu kan chat tang lae kan songsoem sahakon khredit yunian* [信用協同組合の設立振興の手引き], Bangkok, p. 83.
- (29) ユワットへのインタビューによる (1994年4月26日)。また行政村の規模は, National Statistical Office, *Statistical Yearbook of Thailand 1990*, Bangkok, c1991から筆者計算。
- (30) ただし中下部などでは, 行政区を単位として組織するよう指導する場合もかなりみられる。タイの地方統治制度のなかでは行政区が住民と官僚ヒエラルキーの接点になるから, そこに指導が入るのは当然であったし, 特に中下部では行政村が必ずしも地理的, 社会的なまとまりをもっていないという事情もあったろう。
- (31) 非法人がかなりの額の現金を管理運用していることは, 政府の側も問題と認識しており, 中央銀行が中心になって対応を協議しているが, 結論が出ていない (CDDでの聞き取り, 1997年9月)。
- (32) 重富『タイ農村の…』第3章参照のこと。
- (33) 万木孝雄「日本における農村信用組合の形成過程——インフォーマル組織から組合金融機関への転化」(『アジア経済』第37巻第3号, 1996年3月) 42ページ/堀越芳昭「信用組合の成立と展開——組織的基盤を中心として」(『金融経済』第192号, 1982年2月) 5ページ/東浦庄治『日本産業組合史』高陽書店, 1935年, 57ページ/斎藤「日本の初期…」414ページ。
- (34) 産業組合史編纂会『産業組合発達史 第1巻』産業組合史刊行会, 1965年, 406ページ。
- (35) 堀越「信用組合の…」43, 47ページ。
- (36) 同上書, 51ページ。なお部落組合は1931年には29%にまで減少しているから, 法制化以前の指導によって町村組合への移行はかなり進んでいたであろう (47ページ)。
- (37) 総務庁『第43回日本統計年鑑』日本統計協会, 毎日新聞社, 1993年, 38ページ。

- ジ。
- (38) 万木孝雄「戦前期農村信用組合の収支構造」(『東北農業経済研究』第15巻第2号, 1996年10月) 4～5ページ/同「戦前期農村産業組合の育成政策」(荏開津先生退官記念出版会編『変わる食料・農業政策——市場の機能と政府の役割』大明堂, 1996年) 159～160ページ。
- (39) 万木「戦前期農村信用組合…」 5～6ページ。
- (40) 1912年頃の「産業組合・報徳社・その他団体」による融資のうち、無担保のものは件数で79%, 金額で72%を占めていた(産業組合史編纂会『産業組合発達史…』419, 509～512ページ)。
- (41) 万木によると1933年時点での産組数1万4561に対して、それまでに解散した組合は1万2096にもぼったという(万木孝雄「日本における初期農業協同組合の発展要因——信用事業を中心とした数量的・実証的研究」(全国農業協同組合中央会『協同組合奨励研究報告』第18輯, 1992年, 442ページ)。これはタイの信組が50年代までほとんど解散組合を出さなかったのと対照的である。
- (42) 万木「戦前期農村信用組合…」 12ページ。
- (43) 堀越「信用組合の…」 47ページ/総務庁『第43回日本…』 38ページ。
- (44) 万木「日本における初期農業協同組合…」 436ページ。
- (45) 万木「戦前期農村信用組合…」 5ページ。
- (46) 加瀬和俊「1920年代における産業組合普及の意義とその限界——産業組合拡充運動の前提条件」(『土地制度史学』第68号, 1975年)。
- (47) 斎藤「日本の初期…」 425ページ。
- (48) L. Sternstein, "Settlement Patterns in Thailand," *Journal of Tropical Geography*, Vol. 21, 1965, pp. 35, 38.
- (49) 寺と村の対応関係の含意は、重富『タイ農村の…』第4章を参照のこと。
- (50) 人口は1996年の村落調査(Ko Cho Cho. 2Ko.)に基づいてタンボン自治体事務所が作成したもの。なお貯金組合は個人加入であり、子どもの名義を使って親が貯金することも多いので、このような高い組合員比率がでて不思議ではない。
- (51) ちなみにBAACのチャナ郡全体に対する融資残高は1997年8月時点で約1億4400万バーツなので、その3割にあたる資金額をK組合がほぼ1行政区で供給していることになる。なおチャナ郡には調査時点で14の行政区があった。
- (52) 資金を貸与する代わりに土地の使用権を受け取ること。
- (53) 中部タイ型については重富『タイ農村の…』第4章を参照。
- (54) 1993年5月9日の理事会で、協同店舗での使途不明金があることや新役員の提案が話し合われている(D組合議事録より)。
- (55) Sai Samphan Ramai Khredit Yunian [サーイサムパンラマイ信用協同組合], "Kan damnoen ngan khong sahakon khredit yunian sai samphan ramai

- chamkat” [サーイサムバンラマイ信用協同組合の活動], n.d..
- (56) ウィロート氏は筆者に日本の協同組合法の入手を依頼した。それをNGOに頼んで翻訳し読みたいのだそうである。彼はNGOなどとともに協同組合法の改正を政府に働きかけたいようである。
- (57) かつて筆者が報告したことのあるシーポントーン村の貯金組合が、1994年から協同組合として登記した。これは組合員の要求に沿ったものであった(帳簿の整備がなされる、監査がなされるため)が、リーダーたちの負担が急増し、リーダーはもう一度非法人に戻りたいと述べていた(97年9月の聞き取り)。
- (58) 重富『タイ農村の…』の終章を参照のこと。
- (59) 現在農業省が公表している農家戸数は1993年が最新なので、それを分母にした96年のBAAC登録農家数比率は66.2%である。
- (60) Samnak ngan sethakit kan kaset [農業経済事務所], *Nisin kasetrakon pi pho pluk 2531/32* [1988/89年の農民負債], Bangkok, 1991.
- (61) 大鎌邦雄『行政村の執行体制——秋田県由利郡西目村の「形成」過程』日本経済評論社, 1994年, 316, 332~333ページ。
- (62) 不二出版によって復刻された『各県産業組合史料集成』全37巻(1988~90年に刊行)中の宮城、茨城、東京、埼玉、京都、大阪、徳島、長崎、大分の各県版に比較的詳しい事例紹介があるので、それらから村長ないし村の役員が産組の設立にかかわっているか、または産組設立時に役場を事務所としたり、役場の吏員を事務に使ったりしたケース(A)を数え上げた。それを農村部の町村レベル組合数(B)と対比させて示すならば(A/B)、宮城5/20、茨城5/10、東京8/14、埼玉4/15、大阪3/13、京都5/10、徳島38/52、長崎33/73、大分7/12であった。
- (63) 斎藤「日本の初期…」439~440ページ。